

随意契約及び比較見積省略理由書

本工事は、今池水みらいセンターに設置されているインバータ等の機器が経年劣化により不具合が発生している為、不良部品の取替を行ない、本来の機能を回復させるものである。

当該設備はいわゆる汎用機器ではなく、今池水みらいセンター用に特別に設計・製作されたものであり、独自のシステム構成やシステムを構成する各機器相互のインターフェース（情報信号の固有のやりとり）など製作者独自の他者に開示されない技術に基づいて設計されている。

従って本工事を実施するには、設計、製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力及び補修工事に伴う交換部品の入手と熟練した技術者の確保が必要であるため、他社では実施できないものである。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該機器の設計・製作を実施した株式会社東芝から上下水道事業を事業継承された東芝インフラシステムズ株式会社関西支社以外にないため、同者より見積を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、同者と随意契約を締結するものです。

比較見積省略理由

本件は、上述のとおり「特定の者でなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則第62条及び同規定の運用第62条関係第2項第1号の規定により比較見積りの徴取を省略するものです。